

車両の制限について

・ 車両の高さ・大きさ等の制限

		幅	重 量			高さ	長さ	最小回転半径	通行の条件	
			総重量	軸重	輪荷重					
一 般 的 制 限	通常の車両	2.5m	20 t		10 t	3.8m	12m	車両の最外側の わだちについて 12m	なし	
	バン型及びコンテナ用 セミトレーラー連結車		再遠軸距	9 t	5 t					
			8m 以上 9m 未満							24t
			9m 以上 10m 未満							25.5t
	10m 以上	27t								
	海上コンテナ用セミトレーラー連結車		34 t		10 t	4.1m	16.5m	12m	※1の許可条件を参照	

※1 原則として、上記の最高限度を超える車両は大阪港咲洲トンネルを通行できません。上記の最高限度を超える車両が通行するときは事前に「大阪市港湾局防災・管理担当」に通行許可の申請をし、許可を得てください。

※2 車両制限令でいう「車両」とは、人が乗車し又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両も含まれます。すなわち、車両=自動車+人+貨物です。

・ 通行禁止車両等

危険物積載車両

自動二輪（125 cc以下）・原動機付自転車・軽車両・歩行者 ※自動二輪（126cc以上）二人乗り可